一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長 (公印省略)

産業廃棄物処理業に係る行政処分(停止)について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第14条の3により産業廃棄物処理業の事業停止を命じましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

工类用力开车河面了 2 Q 4 采地 4	
事業者の氏名又は名称 許 可 の 番 号	千葉県白井市河原子324番地4
	株式会社セフティランド(代表取締役 津田 紳二)
	(法人番号8040001046171)
	許可番号第01200157430号
	許可番号第01220157430号
処分の年月日	令和7年1月20日
処 分 の 内 容	産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の事業の全部
	停止(令和7年1月27日から令和7年2月25日までの3
	O 日間)
処 分 理 由 [該当条項を含む]	株式会社セフティランドは、産業廃棄物管理票の交付を受
	けずに、排出事業者から処分を受託した産業廃棄物の引渡し
	を受けていた。
	このことは、「法第12条の3第1項の規定により管理票
	を交付しなければならないこととされている場合において、
	運搬受託者又は処分受託者は、同項の規定による管理票の交
	付を受けていないにもかかわらず、当該委託に係る産業廃棄
	物の引渡しを受けてはならない」と規定する法第12条の4
	第2項に違反するものとして、法第14条の3第1号に該当
	する。
備考	

廃棄物指導課監視指導室 TEL 043-223-2684